

# 関西圏国家戦略特別区域会議（第9回） ～ 大阪府提出資料（抜粋）～

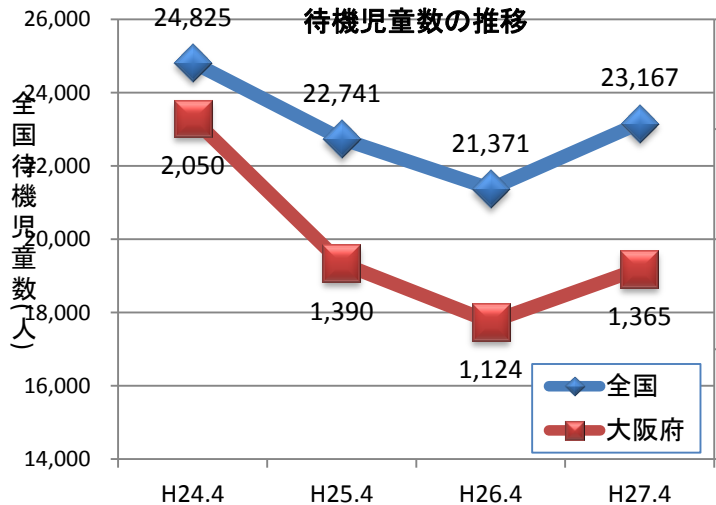
- ◆待機児童解消対策……………1頁
- ◆特区民泊に係る最低滞在日数の短縮……………5頁（略）
- ◆提案中の優先協議項目
  - ① 特区医療機器薬事戦略相談の医薬品への拡大……………6頁（略）
  - ② 都市農業の振興のための国家戦略特区提案……………7頁（略）

2016年5月10日 大阪府知事 松井 一郎



# 「待ったなし」の待機児童対策

子ども・子育て支援新制度や待機児童解消加速化プランにより、保育所等整備や人材確保を進めているが、都市部を中心に待機児童は増加。今後の潜在需要も見込み、さらなる対策が必要。



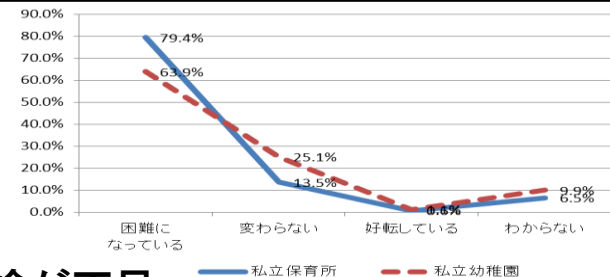
市町村	H27.4.1 (人)	H27.10.1 (人)
大阪市	217人	511人
豊中市	253人	385人
茨木市	186人	326人
東大阪市	206人	324人
堺市	54人	273人
...	...	...
計	1,365人	3,349人

50人以上の待機児童がある市町村数  
6市 ⇒ 17市/43

- 待機児童数増加の要因(聞き取り)
- (1)新制度による潜在的な保育ニーズの掘り起こし  
⇒保育所等整備を進めているが、追いついていない
  - (2)就学前児童の増加(都心回帰、タワーマンション建設等の再開発等)  
⇒土地がない、あるいは賃料が高額な地域では、保育所等整備がなかなか進まない
  - (3)保育士確保の困難さ
  - (4)工事費の高騰や土地の確保の困難さ

## 保育サービスを支える人材確保の状況

- ・保育士の有効求人倍率 約2倍(全国平均、大阪府)最大約5倍(東京都)H27.11)
- ・約8割の保育園が「5年前と比較し保育士確保が困難」(H26.1大阪府)
- ・今後、H29年度には約7.4万人(全国)、約1,500人(大阪府)の保育士・保育教諭が不足  
大阪府では、潜在保育士の活用、国家戦略特別区域限定保育士試験などにより確保を目指す  
一億総活躍社会の実現に向けた保育の受入枠の拡大等によりさらなる確保が必要



# 大阪府・市の待機児童対策

## ■ 保育所整備をはじめとする保育の量的拡大

- ・安心こども基金を活用した保育所整備：H24～27年度（予定含む）の4年間で12,553人分(うち大阪市4,470人分)の保育の拡大
- ・認定こども園への移行支援：すべての公私立の保育所・幼稚園・認定こども園のうち、約2割が認定こども園（28年4月現在）
- ・事業所内保育施設の設置促進（府）：コーディネーターを配置し、設置を検討している企業への相談支援
- ・公示地価が高い地域において、新たな賃料補助を行うことによる保育所整備の促進（大阪市）

## ■ 既存ストックの活用

- ・府営住宅空き室活用（府営島本江川住宅に小規模保育事業、豊中上新田住宅に一時預かり事業 など）
- ・小中学校余裕教室の活用（豊中市、岬町など）
- ・**豊中市営公園での保育所整備（豊中市） 今後認定申請希望**
- ・未利用の公有財産（土地・建物）を活用した保育所整備（大阪市北区、福島区など）

今年度は、  
**地域限定保育士試験を  
都道府県として唯一実施。**

## ■ 保育士の確保や処遇改善

- ・**国家戦略特別区域限定保育士試験の実施による新たな保育士確保：例年比2.15倍の保育士確保（1,359人）**
- ・保育士・保育所支援センターを活用した潜在保育士の掘り起し:登録者874人（28年3月現在）
- ・保育士修学資金貸付等事業による新規人材確保（28年度～）：約1,800人分の予算を確保
- ・保育士の処遇改善：子ども・子育て支援新制度における給与改善、国への働きかけ

## ■ 同一労働同一賃金に向けた取り組み（大阪市）

- ・民間施設の実態調査に基づいた公立保育所の保育士給与表を新設
- ・任期付職員の処遇改善（給与改定、前歴加算、昇給制の導入）

- ・総合的な対応を講じているが、ますます顕在化を続ける需要に追いつかない。
- ・分権の時代、住民に身近な保育行政は、それにかかる権限、財源を地方に移譲し、地方の判断と責任において実施するのが、本来のあるべき姿。

先駆けとして“特区のルールは特区で決める”ことを基本に据えた大阪発の提案をする

# 国家戦略特区による待機児童解消対策の提案

## 【提案1】 特区内では、保育所設置基準を自治体の判断と責任で決定

保育の受け皿拡大にあたり、現在は、保育士配置要件や面積基準などの「センターピン」がことごとく自治体に裁量の余地がない「従うべき基準」。特区内においては、待機児童解消のため、認可保育所の設置・運用にかかるすべての要素について、自治体の判断と責任で決定できるようにしたい。

### ① 保育に従事する人員の配置基準

検討例)

- 保育人員配置基準に占める保育士の割合（現在は、認可保育所で2/3以上、小規模保育所で5割以上）を自治体が独自に判断できるようにする。
  - その際、「准保育士（仮称）」（提案2と連動）、さらには子育て支援員や保育ママなどの多様な人材を活用できるようにする。（現在は、幼稚園教諭等のみ可）
- ★ 但し、保育士資格を有する主任・担任等を配置するなど質の担保措置をとる。

### ② 保育所の面積基準

検討例)

- 現在は、保育所の面積基準は全国一律。ただし、厚生労働省の指定基準（①前々年の待機児童が100人以上。②三大都市圏の住宅地の公示価格の平均額を上回る）を満たす場合に限り、面積要件緩和が認められている。
  - 特区内で待機児童解消プランに取り組むすべての市町村に面積要件緩和のための裁量権を与える。
  - 認定こども園にも適用する。
- ★ 但し、安全性確保のため人材・スペース・設備の確保、安全観察等を義務付ける。

### ③ その他、園庭、採光など設置基準も地域の実情で決定

# 国家戦略特区による待機児童解消対策の提案

## 【提案2】 特区内における「准保育士(仮称)」の創設

保育の現場で多様な人材が「保育士」と協働することで、保育の量の拡大と保育の質の確保をめざす。そのため、「保育士」をサポートする多様な人材のひとつとして、特区内限定版の「准保育士(仮称)」を創設し、「提案1」の人員配置基準内に位置づけたい。

### 検討例)

- ターゲットは、M字カーブの30代～40代の子育て経験者や保育士試験の一部科目合格者など。
- 一定の養成研修カリキュラムと独自の実務重視型の検定制度により質を確保する。
- 現在の「保育士」試験(全国一律)の受験科目や養成カリキュラムの内容などと比較衡量し、「保育士」へのステップともなるよう、制度設計に着手する。

## 【提案3】 保育にかかる情報公開、ガバナンス改革

「保育の質の担保」「保育士の処遇改善」を図るため、保育所を運営するすべての法人(社会福祉法人・株式会社など)に対する情報公開、ガバナンス改革を徹底する。

### 検討例)

- 個々の運営主体ごとに、保育士の賃金(モデル賃金)、人件費割合、内部留保額などを公表することにより、保育士の処遇や経営の健全性の「見える化」を図る。
- 第三者評価導入を義務付ける。